

いずみ会規則

| | | |
|---|---|------------------|
| 施 | 行 | 平成 6 年 4 月 1 日 |
| 改 | 正 | 平成 9 年 5 月 24 日 |
| 改 | 正 | 平成 14 年 6 月 16 日 |
| 改 | 正 | 平成 15 年 5 月 31 日 |
| 改 | 正 | 平成 22 年 5 月 29 日 |
| 改 | 正 | 平成 25 年 5 月 25 日 |
| 改 | 正 | 平成 26 年 6 月 14 日 |
| 改 | 正 | 平成 30 年 6 月 2 日 |
| 改 | 正 | 令和 6 年 5 月 25 日 |
| 改 | 正 | 令和 8 年 5 月 30 日 |

いずみ会規約第 27 条及び第 34 条の規定に基づき、この規則を制定する。

第 1 章 会 費 等

(入会金)

第 1 条 正会員は、本会入会時に、入会金として 5,000 円を納入するものとする。

(会 費)

第 2 条 正会員は、本会入会年度から、年会費 2,000 円を納入するものとする。ただし、卒業後 7 年目までは会費を免除する。

2. 本規則の施行日 (令和 2 年 4 月 1 日) 以前に満 70 歳に達している場合、または満 70 歳に達する年度までの会費を納入している場合は以後の会費を免除する。
3. 累計 4 5 年分の会費を納入した場合は会費を 完納したものとする。
4. 会費免除期間後に終身会費として 50,000 円を一括納入した場合は会費を完納したと見做す。
5. 3 項において高校 3 5 期より以前の会員は平成 6 年度から平成 22 年度まで会費を納入したと見做す。
6. 3 項において高校 3 6 期から高校 5 2 期までの会員は、入会后 1 1 年目から平成 22 年度まで会費を納入したと見做す。
7. 会費完納者が引き続き入金された場合は、寄付として取り扱う。

(経費の負担)

第 3 条 入会金、会費等の徴収に関して必要な経費等は、原則本人が負担する。

第 2 章 事 務 局

(構 成)

第 4 条 事務局に、次の各部を置く。

- (1) 総務・企画部

- (2) 広報部
- (3) 会員情報部
- (4) 会計部
- (5) 人材バンク部

第3章 補 則

(委任)

第5条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則（平成25年5月25日改正）

1. 本規則は、平成26年4月1日より施行する。
2. 経過措置として66期及び67期が入会金を納入した場合は、令和4年度（2022年）までの会費を免除する。
3. 65期以前の会員が入会金を納入した場合は本会入会后、10年目までの会費を免除する。

附 則（平成26年6月14日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則（平成30年6月2日改正）

本規則は、令和2年4月1日より施行する。

附 則（令和6年6月1日改正）

本規則は、その改正が議決された評議員会の終結の時から施行する。

附 則（令和8年5月30日改正）

1. 本規則は、令和9年4月1日から施行する。
2. 本規則記載の見直し期間を踏まえた各期の会費納入残期間（過去一度も会費納入をしていない場合）の算出結果は、別表の「いずみ会会費未納者に対応した残期間表」参照の事。